

第22期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年2月25日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビスパルビル 5階 カンファレンススペース
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご出席を見合わせることも含めて、健康と安全面を最優先にご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、本年はお土産の配布はございません。

目次

第22期定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	2
連結計算書類……………	13
連結計算書類に係る監査報告書……………	15
計算書類……………	17
監査報告書……………	19

シリコンスタジオ株式会社

証券コード:3907

証券コード 3907
2021年2月9日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
シリコンスタジオ株式会社
代表取締役社長 梶谷 眞一郎

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年2月25日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル 5階 カンファレンススペース
3. 目的事項
（報告事項）
 1. 第22期（2019年12月1日から2020年11月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2019年12月1日から2020年11月30日まで）計算書類の内容報告の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.siliconstudio.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎第22期定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

●事業報告…新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制、株式会社の支配に関する基本方針、株式会社の状況に関する重要な事項

●連結計算書類…連結株主資本等変動計算書、連結注記表

●計算書類…株主資本等変動計算書、個別注記表

したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類又は計算書類の一部です。

(添付書類)

事業報告

〔 自 2019年12月 1 日 〕
〔 至 2020年11月30日 〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年12月1日～2020年11月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により、厳しい状況が継続しているものの、各種政策の効果等もあり持ち直しの動きも見られます。

このような環境のもと、当社においては、従業員及びそのご家族の健康に配慮すべく、在宅勤務制度を導入し事態の長期化に備えるとともに、当社が強みを持つコンピューターグラフィックス（CG）関連ビジネスに注力し、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における開発推進・支援事業においては、大域照明とも呼ばれるグローバルイルミネーションをリアルタイムに処理するミドルウェア『Enlighten』のバージョン3.11を2020年9月にリリースし、今後需要が見込まれる次世代ゲームプラットフォームへ対応いたしました。

人材事業においては、4月に施行された「働き方改革関連法案」の影響等により人材派遣の稼働者数は前期比で減少しました。一方、クリエイティブ人材の獲得ニーズは底堅く推移したことから、有料職業紹介の成約件数は前期比で増加しました。

前連結会計年度より継続中の他社と協業しているコンテンツタイトルにつきまして若干の利益が発生しており、「その他」のセグメントに計上しております。

なお、当社は「with コロナ」時代に対応すべく、2020年6月より在宅勤務制度を本格導入することといたしました。これに伴い、事務所レイアウトの再配置を実施し、賃借している事務所の一部を2020年10月に解約することとし、解約の決定に伴い、減損損失33百万円を特別損失に計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高が4,134百万円（前年同期比10.0%減）、営業利益は73百万円（同62.7%増）、経常利益は77百万円（同28.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は16百万円（同89.6%減）となりました。

このように当連結会計年度におきまして親会社株主に帰属する当期純利益を計上いたしました。が、財務基盤の強化を優先し、今期におきましても誠に遺憾ながら配当を見送らせてい

ただくことといたします。

報告セグメントの状況は、以下のとおりであります。

① 開発推進・支援事業

当連結会計年度におけるミドルウェアライセンス販売の売上高は、お客様による評価期間の長期化等の影響により減収となりました。

受託開発の売上高は、見本市への出展取り止め等の影響により、非エンターテインメント領域の案件獲得に苦戦したこと等から減収となりました。

ネットワーク構築・運用等のサービスを提供するソリューション売上は、運用タイトル数の減少等により減収となりました。

利益面においては、上記減収要因に加えて、子会社において不採算案件の発生により受注損失引当金繰入額65百万円を計上したことも影響し減益となりました。

以上の結果、売上高は2,221百万円（前年同期比15.5%減）、セグメント利益は103百万円（同21.9%減）となりました。

② 人材事業

当連結会計年度における派遣先で稼働した一般派遣労働者数は延べ2,786名（前年同期比11.9%減）、有料職業紹介の成約実績数は321名（同13.0%増）となりました。

以上の結果、売上高は1,829百万円（前年同期比0.6%減）、セグメント利益は415百万円（同10.2%増）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、重要な設備投資はありません。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、運転資金の確保及び財政基盤の安定性向上のために機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、コミットメントライン契約を締結いたしました。

なお、当該契約に基づく借入実行残高は100百万円であります。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第19期 2017年11月期	第20期 2018年11月期	第21期 2019年11月期	第22期 (当連結会計年度) 2020年11月期
売 上 高 (百万円)	6,115	5,002	4,594	4,134
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,202	△804	60	77
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△1,137	△715	158	16
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△456.73	△264.47	54.97	5.72
総 資 産 (百万円)	2,704	2,501	2,402	2,638
純 資 産 (百万円)	1,448	1,330	1,514	1,450

(6) 対処すべき課題

① 開発推進・支援事業について

当社グループの主たる事業領域であるゲーム業界においては、技術革新により家庭用ゲーム機器や携帯端末において新機種の投入が進み、当社及びクライアント企業であるゲームメーカー各社において、ゲームタイトルを投入するプラットフォームも多様化しております。また、他業界においても、AR(拡張現実)、VR(仮想現実)等技術革新が著しく変化しております。そのような環境の下、当社グループでは、研究開発体制の強化を推進し、共通描画フレームワークの開発及びそれを用いたミドルウェア製品の強化を進めております。主に、高品質な質感表現ができる「Mizuchi」、調和の取れた照明効果を施せる「Enlighten」、ポストエフェクト「YEBIS」を市場へ投入してまいります。

② 人材事業について

当社グループの属するエンターテインメント業界においては、技術革新が著しい中で、技術者の確保・人材育成へのニーズが高まっております。そのような環境の下、人材事業

においては、スタッフに対してコーチングセッションやチームビルディング等の各種研修を実施することで成長機会を提供し、サービス内容の質の強化を図っております。これにより、クライアント企業に対して高付加価値のある最適なマッチングを行い、信頼の維持と向上を実現してまいります。また、安定した事業基盤の構築のために、職業安定法及び労働者派遣法等の雇用情勢等の外部環境の変化に柔軟に対応できる機動的な体制を維持・強化してまいります。

③ 開発体制の強化について

当社グループでは、今後の更なる事業拡大のために、開発体制の継続的な強化が必要であり、開発技術の向上と先端技術へ迅速に適応する技術者の確保が重要であると認識しております。即戦力となる人材の中途採用をすることで効率的な人員体制を拡充するとともに、今後の当社の軸となる人材を育てるために新卒採用も推進してまいります。また、海外展開の促進を見据えて、外国人の採用も積極的に行い、多言語に対応できる開発体制の増強を図ってまいります。

④ 全社的な課題について

当社グループでは、今後の業容拡大、継続的な成長を続けられる企業体質の確立に向けて、引き続き各種業務の標準化と効率化の徹底による事業基盤の確立が重要な課題であると認識しております。そのために、グループ会社を含めたコーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理やコンプライアンスを含む内部統制システムが有効に機能するような組織体制の整備・運用を推進し、経営基盤の一層の強化を図ります。

また、新型コロナウイルスの感染防止には万全な対策を講じ、従業員及びそのご家族の健康に配慮するとともに、在宅勤務など新しい働き方に対応する中で社員の生産性向上及び顧客満足のさらなる向上を図ります。

(7) 主要な事業内容（2020年11月30日現在）

当社グループは、家庭用ゲーム機・スマートフォン・携帯電話・組込機器向けの中ドルウェアの開発・販売、サーバーネットワークの構築・運用・監視、ゲーム・映像業界の人材紹介・人材派遣を営んでおります。

① 開発推進・支援事業

開発推進・支援事業では、コンソールゲーム・オンラインゲーム（ソーシャルゲーム、

スマートフォンネイティブアプリ等)の受託開発、家庭用ゲーム機・スマートフォン・組込機器向けの中ドルウェアの開発・販売、サーバーネットワークの構築・運用・監視等のソリューションサービスを提供しております。

1) ミドルウェア開発・販売

家庭用ゲーム機、スマートフォン、組込機器向けに高品質かつ柔軟性の高いミドルウェアを開発しております。ミドルウェアのライセンス販売やカスタマイズによるツール開発のほか、ユーログラフィックス、情報処理学会、電子情報通信学会で論文を発表しているプログラマー集団が開発した最先端ツールを提供しております。特にリアルタイムのコンピュータグラフィックス技術を強みとし、クリエイターからのビジュアルクオリティーに対する高い要求に応えられるミドルウェアを開発しております。

2) 他社販売ゲームタイトル及びその他コンテンツの開発受託

他社製品名で販売される家庭用ゲーム機、業務用ゲーム機、スマートフォン用ゲームのコンテンツ等を開発しております。当社では、ゲーム開発で培ってきた技術力と豊富な経験を基礎にしていることからゲームのシナリオ作成などの企画から提案し、単に他社製品の開発にとどまらない、クライアントニーズや市場に合わせた提案及びコンサルティングを実施しております。また、独自のミドルウェアを活用し、格段の開発効率を実現するとともに熟練したデザイナーが生み出すエフェクト・2D・3D映像により、革新的な作品を提供しております。当社では、代表作として株式会社スクウェア・エニックスより発売された「ブレイブリーデフォルト」のゲーム開発受託をしております。

3) ソリューションサービス

オンライン対応のコンシューマゲームやソーシャルゲーム等を運営するオンラインエンターテインメント事業者向けに、ネットワークインフラの構築、運用、保守・監視、技術コンサルティングなどのソリューションを提供しております。

② 人材事業

当社では、CG、ゲーム制作、映像制作、WEB制作の各業界におけるデザイナーやクリエイター等の技術者をクライアント企業に対して、有料で紹介する人材紹介サービス、及び登録派遣社員を派遣する人材派遣サービスを提供しております。当社は、一般的な人材紹介会社、人材派遣会社とは異なり、エンターテインメント業界に特化した人材ビジネ

スを展開しており、ミドルウェア等の販売、受託案件の営業を行う傍ら、クライアント企業における人材ニーズの掘り起しも行っております。当社は自社においてもオリジナルタイトルの開発を行っていた経験から、コンテンツ制作等に係る人材の見極めに関して、他の人材紹介会社、人材派遣会社に比べ、クライアント企業におけるニーズを的確に捉えることができることが強みとなっております。

(8) 主要な営業所（2020年11月30日現在）

① 当社

名 称	所在地
本 社	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

② 子会社

名 称	所在地
イグニス・イメージワークス株式会社（本社）	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

(9) 使用人の状況（2020年11月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
254名	18名増

注. 使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
173名	6名増	38歳2ヶ月	4年11ヶ月

注. 使用人数には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
イグニス・イメージワークス株式会社	15百万円	100.0%	C G制作受託

(11) 主要な資金調達先及び調達残高（2020年11月30日現在）

調達先（長短借入金）	調達残高
株式会社みずほ銀行	122百万円
株式会社三菱UFJ銀行	100百万円
芝信用金庫	100百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	9,420,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	2,956,200株
(3) 株主数		3,360名
(4) 大株主		

株主名	持株数(株)	持株比率
関本晃靖	243,000	8.48%
寺田健彦	162,200	5.66%
株式会社ディンプス	95,000	3.31%
梶谷真一郎	66,000	2.30%
下田勲一	64,800	2.26%
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	60,000	2.09%
株式会社クリーク・アンド・リバー社	54,000	1.88%
シュウティン	38,500	1.34%
楽天証券株式会社	35,500	1.24%
倉垣二美子	32,000	1.12%
永谷真澄	32,000	1.12%

注. 持株比率は自己株式(90,040株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年11月30日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
関 本 晃 靖	取締役会長	—
梶 谷 眞一郎	代表取締役社長	イグニス・イメージワークス(株) 代表取締役社長
竹 中 康 晴	取締役 (テクノロジー 事業本部長兼経 営企画室長)	—
橋 本 和 幸	取締役	dots in space(株) 代表取締役
尾 関 好 良	常勤監査役	(株)インテグリティ 代表取締役
成 井 弦	監査役	特定非営利活動法人エルピーアイジャパン名誉顧問
石 渡 晋太郎	監査役	ナリッジサービスネットワーク(株) 管理本部長 イグニス・イメージワークス(株) 監査役

注1. 取締役橋本和幸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2. 監査役尾関好良氏、成井弦氏、及び石渡晋太郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

常勤監査役尾関好良氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

注3. 2020年2月26日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、谷口恵治氏は取締役を退任いたしました。

注4. 当社は、取締役橋本和幸氏、監査役尾関好良氏、成井弦氏、及び石渡晋太郎氏を(株)東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	5名	64百万円
監査役	3名	19百万円
合計	8名	84百万円

注1. 上記のうち、社外役員に対する報酬等の額は、取締役2名5百万円、監査役3名19百万円であります。

注2. 当事業年度末現在の人員は、取締役4名（うち、社外取締役1名）、監査役3名（うち、社外監査役3名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年2月26日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでいるためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席状況		監査役会出席状況	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 橋本和幸	15回中15回	100.0%	—	—
監査役 尾関好良	20回中20回	100.0%	14回中14回	100.0%
監査役 成井弦	20回中19回	95.0%	14回中13回	92.9%
監査役 石渡晋太郎	20回中20回	100.0%	14回中14回	100.0%

社外取締役橋本氏の取締役会への出席状況については、同氏が社外取締役に就任してからの状況であります。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役及び監査役はそれぞれの豊富な知識と経験に基づく専門的見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言及び提言を行っております。

また、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。

② 重要な兼職先と当社との関係

取締役及び監査役の重要な兼職先は「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、当社とそれらの兼職先との間には特別の利害関係はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2020年11月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額   | 科 目                       | 金 額   |
|-------------------|-------|---------------------------|-------|
| (資産の部)            |       | (負債の部)                    |       |
| 【流動資産】            | 2,056 | 【流動負債】                    | 1,044 |
| 現 金 及 び 預 金       | 932   | 買 掛 金                     | 103   |
| 売 掛 金             | 640   | 短 期 借 入 金                 | 249   |
| 仕 掛 品             | 372   | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 100   |
| 貯 蔵 品             | 2     | 未 払 金                     | 128   |
| 未 収 入 金           | 24    | 未 払 費 用                   | 117   |
| 前 払 費 用           | 75    | 未 払 法 人 税 等               | 15    |
| そ の 他             | 9     | 未 払 消 費 税 等               | 54    |
| 貸 倒 引 当 金         | △0    | 前 受 金                     | 154   |
| 【固定資産】            | 582   | 預 り 金                     | 29    |
| 【有形固定資産】          | 118   | 受 注 損 失 引 当 金             | 91    |
| 建 物               | 189   | そ の 他                     | 0     |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △113  | 【固定負債】                    | 143   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 235   | 長 期 借 入 金                 | 116   |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △192  | 資 産 除 去 債 務               | 26    |
| 【無形固定資産】          | 121   | 負 債 合 計                   | 1,187 |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 53    | (純資産の部)                   |       |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 53    | 【株主資本】                    | 1,443 |
| そ の 他             | 13    | 資 本 金                     | 455   |
| 【投資その他の資産】        | 342   | 資 本 剰 余 金                 | 2,203 |
| 投 資 有 価 証 券       | 127   | 利 益 剰 余 金                 | △894  |
| 敷 金               | 141   | 自 己 株 式                   | △322  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 64    | 【その他の包括利益累計額】             | △2    |
| 破 産 更 生 債 権 等     | 22    | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | △2    |
| そ の 他             | 9     | 【新株予約権】                   | 9     |
| 貸 倒 引 当 金         | △22   | 純 資 産 合 計                 | 1,450 |
| 資 産 合 計           | 2,638 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計           | 2,638 |

# 連 結 損 益 計 算 書

自 2019年12月 1 日 至 2020年11月30日

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額 |       |
|---------------------|-----|-------|
| 売 上 高               |     | 4,134 |
| 売 上 原 価             |     | 2,624 |
| 売 上 総 利 益           |     | 1,509 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |     | 1,436 |
| 営 業 利 益             |     | 73    |
| 営 業 外 収 益           |     |       |
| 受 取 利 息             | 0   |       |
| 受 取 配 当 金           | 4   |       |
| 持分法による投資利益          | 17  |       |
| そ の 他               | 0   | 23    |
| 営 業 外 費 用           |     |       |
| 支 払 利 息             | 2   |       |
| 資 金 調 達 費 用         | 12  |       |
| 為 替 差 損             | 1   |       |
| 雇 用 支 援 納 付 金       | 2   |       |
| そ の 他               | 0   | 19    |
| 経 常 利 益             |     | 77    |
| 特 別 損 失             |     |       |
| 減 損 損 失             | 33  | 33    |
| 税金等調整前当期純利益         |     | 44    |
| 法人税、住民税及び事業税        | 5   |       |
| 法 人 税 等 調 整 額       | 21  | 27    |
| 当 期 純 利 益           |     | 16    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |     | 16    |

## 独立監査人の監査報告書

2021年1月20日

シリコンスタジオ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

佐藤 健 文 印

公認会計士

中村 憲 一 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シリコンスタジオ株式会社の2019年12月1日から2020年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シリコンスタジオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸 借 対 照 表

(2020年11月30日現在)

(単位：百万円)

| 科 目        | 金 額   | 科 目             | 金 額    |
|------------|-------|-----------------|--------|
| (資産の部)     |       | (負債の部)          |        |
| 【流動資産】     | 1,638 | 【流動負債】          | 746    |
| 現金及び預金     | 889   | 買掛金             | 53     |
| 売掛金        | 575   | 短期借入金           | 249    |
| 仕掛金        | 31    | 1年内返済予定の長期借入金   | 66     |
| 貯蔵品        | 2     | 未払金             | 123    |
| 未収入金       | 31    | 未払費用            | 99     |
| 前払費用       | 58    | 未払法人税等          | 15     |
| 関係会社短期貸付金  | 48    | 未払消費税等          | 54     |
| 貸倒引当金      | 1     | 前受り金            | 35     |
|            | △1    | 預り金             | 21     |
| 【固定資産】     | 525   | 受注損失引当金         | 25     |
| 【有形固定資産】   | 99    | その他             | 0      |
| 建物         | 187   | 【固定負債】          | 81     |
| 減価償却累計額    | △113  | 長期借入金           | 55     |
| 工具、器具及び備品  | 174   | 資産除去債務          | 26     |
| 減価償却累計額    | △148  | 負 債 合 計         | 828    |
| 【無形固定資産】   | 82    | (純資産の部)         |        |
| ソフトウェア     | 35    | 【株主資本】          | 1,328  |
| ソフトウェア仮勘定  | 32    | 資本金             | 455    |
| 商標         | 13    | 資本剰余金           | 2,203  |
| その他        | 0     | 資本準備金           | 655    |
| 【投資その他の資産】 | 343   | その他の資本剰余金       | 1,548  |
| 投資有価証券     | 81    | 利益剰余金           | △1,009 |
| 関係会社株      | 34    | 利益準備金           | 0      |
| 関係会社長期貸付金  | 28    | その他の利益剰余金       | △1,010 |
| 敷金         | 141   | 繰越利益剰余金         | △1,010 |
| 繰延税金資産     | 53    | 自己株             | △322   |
| 破産更生債権     | 6     | 【評価・換算差額等】      | △2     |
| 貸倒引当金      | 5     | その他有価証券評価差額金    | △2     |
|            | △6    | 【新株予約権】         | 9      |
| 資 産 合 計    | 2,163 | 純 資 産 合 計       | 1,335  |
|            |       | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 2,163  |

# 損 益 計 算 書

自 2019年12月 1 日 至 2020年11月30日

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額 |       |
|---------------------|-----|-------|
| 売 上 高               |     | 3,479 |
| 売 上 原 価             |     | 1,991 |
| 売 上 総 利 益           |     | 1,487 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |     | 1,373 |
| 営 業 利 益             |     | 114   |
| 営 業 外 収 益           |     | 6     |
| 受 取 利 息             | 0   |       |
| 受 取 配 当 金           | 4   |       |
| そ の 他               | 0   |       |
| 営 業 外 費 用           |     | 19    |
| 支 払 利 息             | 2   |       |
| 資 金 調 達 費 用         | 12  |       |
| 為 替 差 損             | 1   |       |
| 雇 用 支 援 納 付 金       | 2   |       |
| そ の 他               | 0   | 19    |
| 経 常 利 益             |     | 101   |
| 特 別 損 失             |     | 33    |
| 減 損 損 失             | 33  |       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |     | 68    |
| 法人税、住民税及び事業税        | 5   | 18    |
| 法 人 税 等 調 整 額       | 12  |       |
| 当 期 純 利 益           |     | 49    |

## 独立監査人の監査報告書

2021年1月20日

シリコンスタジオ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

佐藤 健 文 印

公認会計士

中村 憲 一 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シリコンスタジオ株式会社の2019年12月1日から2020年11月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年12月1日から2020年11月30日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役の監査報告に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年1月20日

シリコンスタジオ株式会社 監査役会

常勤社外監査役 尾 関 好 良 印

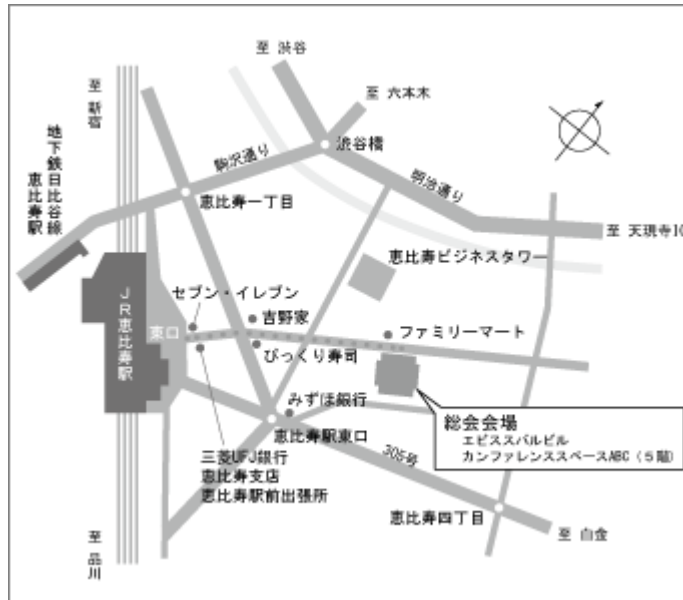
社外監査役 成 井 弦 印

社外監査役 石 渡 晋太郎 印

以上

# 株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号  
エビススバルビル 5階 カンファレンススペース  
電話 (0120) 303557



(会場への交通機関)

JR山手線・埼京線「恵比寿駅」東口改札より徒歩約3分

東京メトロ地下鉄日比谷線①番出口より徒歩約4分